新見市緊急銃猟マニュアル

令和8年10月

新見市産業部農業畜産振興課

目 次

1. はじめに ・・・

1 はじめに

近年、人の生命及び身体や住民生活に危害を及ぼす可能性があるツキノワグマ及びイノシシ（以下、「クマ等」という。）が市街地及び農村地域の住宅近くなど、人の生活圏への侵入が相次いで発生しており、市民の安全確保のためにも、より迅速に対処することが求められる。今般、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、市町村が市街地等の人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設され、令和7年9月1日から施行された。

本マニュアルは、本市においてクマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入又は侵入するおそれが生じた場合の緊急銃猟において、市と関係機関が連携して、迅速かつ適切に対応するためのフローや体制についてまとめたものである。

緊急銃猟制度のポイントは次のとおりである。

どのような 時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件すべてを満たした場合に可能 ①人の日常生活圏への侵入 ②人への危害を防止する措置が緊急に必要 ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難 ④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所
誰が	新見市が実施の判断や安全確保を行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）
何を対象に	ツキノワグマ及びイノシシ(イノシシは基本的に成獣に限る)
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能

なお、緊急銃猟の権限は市長にあるが、現実に市長が現場で指揮等を行うことは困難である場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条の2～5に規定する緊急銃猟の権限を新見市農業畜産振興課長に委任することができる。

2 事前準備

(1)必要な人員配置・関係者の協力体制

① 必要な人員の配置・役割分担

緊急銃猟を実施する際の人員の配置や役割分担は、出没する場所に応じて想定した別紙1『緊急銃猟の実施に係る役割分担』を参考とする。

また、緊急銃猟を実施する捕獲者については別紙2『緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書』を事前に取得し、作成したリストに掲載した者から選定する。

② 緊急銃猟を実施する際の流れ

緊急銃猟を実施する際の流れは別紙3『緊急銃猟を実施する際のフロー図』のとおりとし、関係機関と連携し対応する。

(2)机上及び実地訓練・研修の実施

新見警察署、岡山県備中県民局等の関係機関(別紙4『連絡フロー図・連絡先一覧』参照)と捕獲者を含め、実際に出没対応にあたることが想定される者を招集し、机上及び実地訓練・研修を実施に努める。

(3)証票・必要物品の準備について

証票(自治体名の記載がある腕章等)及び必要物品は、事前に準備し、迅速に対応できるようにしておく。

事前に準備しておくもの		
証票	□捕獲者用(腕章) □その他立入者(腕章)	
その他	□捕獲者ヘルメット □防護盾 □クマスプレー □トランシーバー □追払い花火 □誘導棒 □捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書 □緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)	□周辺地図 □タープテント □折りたたみテーブル □カメラ □ビデオカメラ

(4)保険の加入

緊急銃猟時において、発射された弾丸によって建物、壁等が損壊する等の損失に備え、緊急銃猟時補償費用保険に加入する。

3 クマ等出没・目撃情報への対応

(1)住民等からの通報

市街地等におけるクマ等の出没、目撃情報(※クマ等が市街地等に居座っている状態)が寄せられた際は、別紙4『連絡フロー図・連絡先一覧』を用いて対応するものとし、別紙5『新見市クマ等市街地出没時情報記録票』により記録する。なお、関係機関・部署への連絡は本部サポート担当が行うこととし、有害鳥獣駆除担当者は速やかに現地に向かい、情報収集を行う。

(2)注意喚起

情報収集の結果、クマ等の出没と特定された場合、本部サポート担当は、出没情報を告知放送、市ホームページ等を活用して周知し、注意喚起を行う。

(3)出没場所・現場での対応(次のいずれかの判断)

関係機関で情報共有、現場確認を行い、対応方針を協議・決定する。

□追い払いで対応

□捕獲で対応(□箱罠の設置　□その他)

□緊急銃猟の検討(次の4条件すべて満たす)⇒4　緊急銃猟の実施へ

- □対象獣が人の日常生活圏に侵入していること(侵入するおそれが大きいことを含む)
- □対象獣による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。
- □銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- □住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

4 緊急銃猟の実施

緊急銃猟を実施する手順は、別紙3『緊急銃猟を実施する際のフロー図』のとおりとし、別紙1『緊急銃猟の実施に係る役割分担』を参考に、関係機関と連携して対応する。

(1)岡山県に対する応援の要請

□　岡山県へ任意的な応援の要請を行う。

□　鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、適宜、岡山県への応援要請を行う。
(応援に要した費用を市が負担することとなる。)

(2)銃猟の計画について関係者で調整

銃猟の計画について、関係者で調整、情報共有を行う。

□ 住宅地図など現場周辺の図面の準備

項目	決定内容
□人の退避の範囲	
□通行禁止・制限の範囲	
□捕獲場所	
□捕獲関係者の配置	
□射撃方向	
□安全確保措置の検討 (屋外の場合)	□バックストップの確保 □跳弾が到達する可能性、クマ等が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲を設定 □住宅付近の場合は、屋内退避等の呼びかけ □射線方向により家屋へ弾丸の到達の可能性がある場合、近隣避難所等の安全な場所への避難を検討。 □射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。
□安全確保措置の検討 (屋内の場合)	□バックストップとなり得る壁の材質を確認 □住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 (弾丸がクマ等を貫通することが想定される場合は、建物の背後の確認を行う。 □屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、十分な装備をする。 □暗い室内の場合は、照明を携帯する。 □射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。
□中止の場合の合図	□中止の場合、捕獲者への意思伝達方法の確認

(3)銃猟の準備

銃猟の実施にあたり、別紙1を参考に人員の配置について決定する。

項　目	役割	誰に	適用
人員の配置	捕獲者	新見地区猟友会　　人	□要件確認
	捕獲サポート	新見地区猟友会　　人	□要件確認
		新見市　　人	
	現場指揮者　兼 実施判断者	人	
	現場本部	新見市　　人	
		捕獲者　　人	
		新見警察署　　人	
		岡山県　　人	
	本部サポート	新見市　　人	
	通行制限	新見市　　人	
		新見警察署　　人	
		岡山県　　人	
	住民退避	新見市　　人	
		新見警察署　　人	
		岡山県　　人	
	メディア等規制 広報	新見市　　人	

≪緊急銃猟を行う者の要件の確認≫

緊急銃猟を実施させる者の要件としては、事前に取得していた誓約書のほか、別紙2『緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書』にて再度、確認を行う。書面には、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

(4)安全を確保するための措置

(3)で定めた担当者は、安全確保のため、次の事項を実施する。

項目	内容
□通行禁止・制限の措置 （　　時　　分）	・危害が及びうる範囲に緊急銃猟実施関係者以外が立ち入らないようにする。
□地域住民等の避難 （　　時　　分）	・通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させ、通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかける。 ・区域内にある建物内にいる者が通行禁止区域の外に出ることが困難な場合は、屋外に出ないように呼びかけた上で通行禁止・制限を開始する。

□住民への周知 （　　時　　分）	・通行制限区域の範囲内に入らないよう、広報車や市公式ホームページ、告知放送等の周知ツールを使用し呼びかけを行う。

(5)緊急銃猟に係る条件の確認

別紙6『緊急銃猟時の確認チェックリスト』を用いて、緊急銃猟の実施条件を満たしているかを確認する。

項目	内容
□緊急銃猟の実施条件の確認 （　　時　　分）	□別紙6『緊急銃猟時の確認チェックリスト』の条件を全て満たしている

(6)緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

(5)の条件が全て満たされていることを確認、留意点を伝達したうえで捕獲者に緊急銃猟実施の指示又は外部へ委託をする。

項目	内容
□緊急銃猟の捕獲者への指示又は外部への委託 （　　時　　分）	□留意点を伝達した □証票(腕章)を身につけているか

(7)緊急銃猟の実施

指示又は委託を受けた捕獲者は緊急銃猟を実施する。

項目	内容
□緊急銃猟の実施確認 （　　時　　分）	□緊急銃猟の実施 □対象獣の捕獲確認(止め刺し含む)
【中止の場合】 □緊急銃猟の中止 （　　時　　分）	□クマ等移動 □捕獲者の進言(　　) □その他(　　)

≪緊急銃猟の留意点≫

ア 緊急銃猟の実施

捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行うが、市より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする。また、安全の確保に疑念がある場合は、捕獲者自身が中止の必要性を市へ進言する。

イ 市の役割

緊急銃猟の実施に際しては、基本的に市担当者は捕獲者を見守ることとなるが、市の役割が全く無くなる訳ではないことから、市は次の役割を担うものとする。

◎ 中止の判断

クマ等が移動した場合には、市は、速やかに緊急銃猟を中止する判断を行い、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝え、捕獲者に対し速やかに脱包の確認と銃カバーをかぶせ、証票を外すこと指示する。なお、中止の判断の伝達方法は、事前に打ち合わせを行うこととする。

◎ 緊急銃猟の記録

緊急銃猟の実施内容について、別紙7『対応記録表』により、時系列に記録する。また、捕獲者の了承が得られる場合には、ビデオカメラ等の記録媒体を用いて記録する。

(8)原状回復

捕獲個体を移送し、現場の清掃をする。なお、捕獲した個体の処分方法は、埋設とし、市は同行若しくは移送し、適切に処分されたことを確認する。

項目	内容
□原状回復の確認 （　　時　　分）	□捕獲個体の移送 □現場清掃（撤去物の原状復帰も含む）の実施

(9)安全確保措置の解除

（4）で実施した安全を確保するための措置を解除する。

項目	内容
□安全確保措置の解除 （　　時　　分）	□通行禁止・制限の解除 （警察、鉄道、道路管理者、新見市教育委員会、地元総代等への連絡含む） □地域住民等の避難解除 □住民への周知（ホームページ、告知放送等）

(10)建築物等の損失の確認

緊急銃猟による損失の確認には、捕獲個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために写真を撮影する。

項目	内容
□建築物等の損失確認 （　　時　　分）	□建物・壁への被害はないか □支障物・木などの除去は行っていないか □周辺施設・車両への被害はないか

5 事後処理

(1)捕獲後の実績の記録

別紙5『新見市クマ等市街地出没時情報記録票』、別紙7『対応記録表』を基に緊急銃猟に関する記録の整理を行い別紙8『緊急銃猟実施報告様式』を作成し、岡山県備中県民局及び同県自然環境課へメールにて報告する。

項目	内容
□捕獲後の実績記録	□時系列となっているか □記録動画(ある・なし)

(2)報道機関への連絡

必要に応じて報道機関への連絡を行う。

項目	内容
□報道機関への連絡	□報道連絡用紙の作成 □公開しても差し支えない内容か □個人情報が含まれていないか

(3)損失補償手続き

損失補償が発生した場合、補償費の支払い、保険金請求などの手続きを行う。

項目	内容
□損失補償手続き	・損失補償―┬□該当あり └□該当なし

(4)再発防止策の検討

現場周辺の状況調査を行い、再発防止のための対策を検討する。

項目	内容
□再発防止策の検討	□クマ等の移動経路の確認 □野菜・果実や生ごみ等の誘引物の処理 □クマ等が隠れやすい茂みの処理 □その他(　　)

別紙1

緊急銃猟の実施に係る役割分担

役割	対応者（★責任者）	人数	業務内容	備考
（1）現場指揮者 （統括指揮者）	★農業畜産振興課長 （不在の場合、課長補佐）	1	・現場本部班、捕獲班、通行制限班、避難誘導班等に対する現場指揮 ・緊急銃猟の実施のために必要な判断 ・緊急銃猟終了後の安全措置の解除のために必要な判断	
（2）現場本部班	★農業畜産振興課職員 新見地区猟友会 新見警察署 岡山県職員	1 1 1 1	・現場指揮のもと、現場本部の運営 ・現場状況等各種情報の収集・集約 ・避難区域の設定、交通規制箇所の設定による安全確保 ・各班及び本部サポートとの連携 ・捕獲方法等の協議 ・捕獲者への留意事項の説明及びチェックリストの確認等	
（3）本部サポート班	★新見市職員	2	・本庁にて現場本部サポート及び連携 ・関係機関への情報提供 ・電話及びマスコミ等の対応 ・HP及び告知放送での注意喚起、交通規制等のお知らせ	
（4）捕獲班 （捕獲者） （捕獲サポート者）	★新見地区猟友会 捕獲の技術を有する新見市職員 新見地区猟友会 新見市職員	必要数 必要数 必要数 必要数	・緊急銃猟の実施 ・現場にて、射撃判断（発砲箇所・発砲順番等） ・発砲後、捕獲個体の不動化の確認 ・捕獲者とともに行動し、捕獲者のサポート ・現場本部班との情報共有及び捕獲者へ情報伝達 ・捕獲個体の監視等	
（5）通行制限班 （通行制限対応者）	★新見市職員 岡山県職員 新見警察署員	必要数 必要数 必要数	・現場本部班の指示により、道路等の通行禁止、制限 ・通行禁止、制限を実施する場所の管理者等への協議、事前連絡 ・住民への周知	
（6）避難誘導班 （避難周知対応者）	★新見市職員 岡山県職員 新見警察署員	必要数 必要数 必要数	・現場本部班の指示により、付近住民の避難誘導	
（7）調整班 （地権者等調整担当者）	★新見市職員	1	・土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者と調整	
（8）広報班 （広報担当者）	★新見市職員	1	・市ホームページ、告知放送等での広報 ・広報車での呼びかけ ・マスコミ対応	
（9）原状回復班 （原状回復担当者）	★新見市職員 新見地区猟友会	1 1	・捕獲個体の処分 ・現場の原状回復	
（10）記録班 （緊急銃猟記録者）	★新見市職員	1	・緊急銃猟の状況及び時系列等を記録する	

別紙２

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書

確認事項		
	要件	✔
法律で定める注事項 （必須項目）	第一種銃猟免許を受けた者 ※装薬銃を使用する場合	
	過去１年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること	
	過去３年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等を行った経験を有する者	
夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件 （屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ　標的の中心から二・五センチメートル ロ　標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他の事項	緊急銃猟実施にあたり、撮影されることを承諾します。	

上記の確認事項に相違ないこと及び緊急銃猟の実施にあたり留意事項を守り、市の指示に従うことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

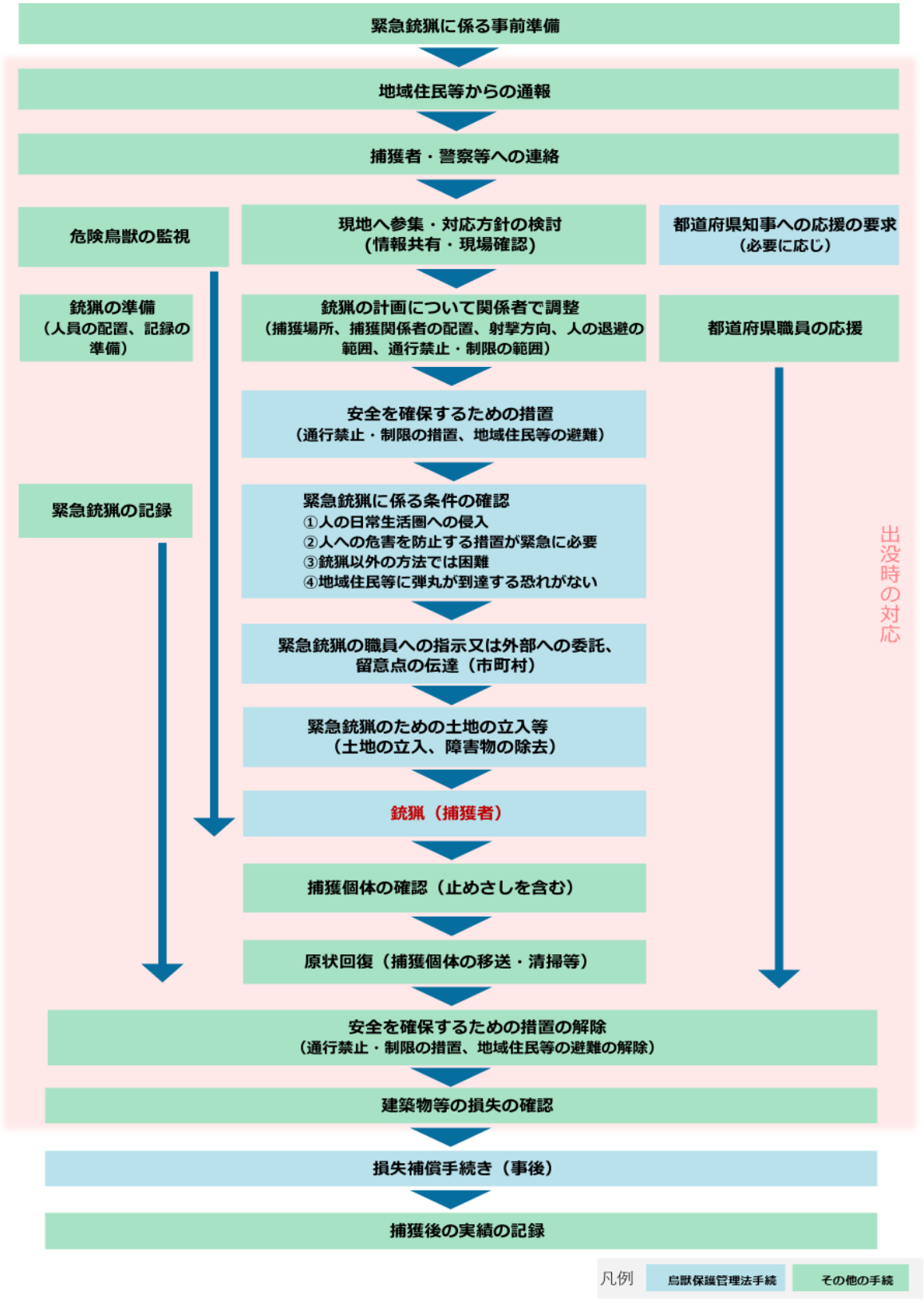
氏名

※捕獲等を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第９条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

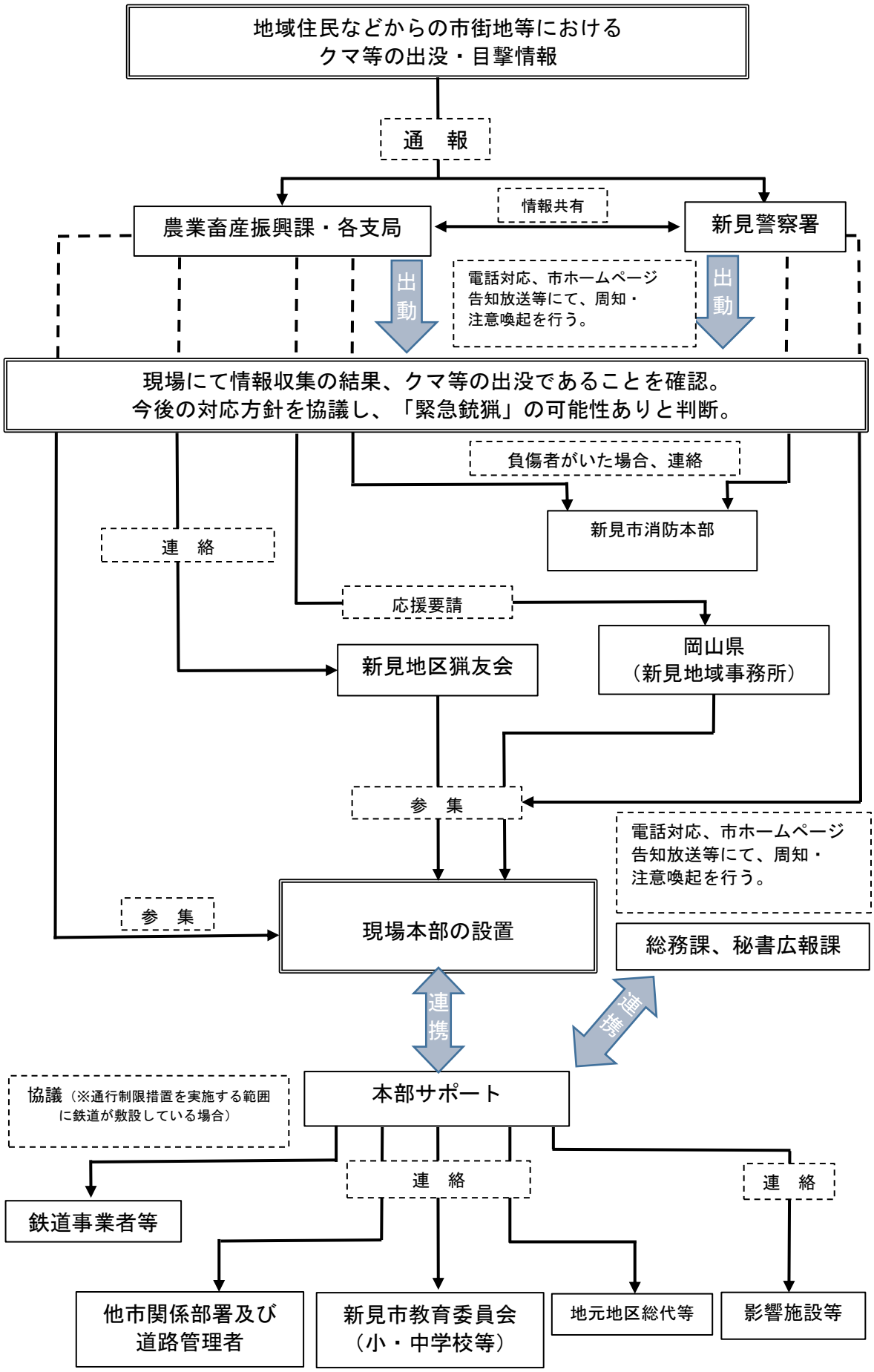
※「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、麻酔銃、空気銃を指す。緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

別紙３

緊急銃猟を実施する際のフロー図



【連絡フロー図】　　別紙４


地域住民などからの市街地等における
クマ等の出没・目撃情報
通　報
農業畜産振興課・各支局
情報共有
新見警察署
出動
電話対応、市ホームページ
告知放送等にて、周知・
注意喚起を行う。
出動
現場にて情報収集の結果、クマ等の出没であることを確認。
今後の対応方針を協議し、「緊急銃猟」の可能性ありと判断。
負傷者がいた場合、連絡
新見市消防本部
連　絡
応援要請
新見地区猟友会
岡山県
（新見地域事務所）
参　集
電話対応、市ホームページ
告知放送等にて、周知・
注意喚起を行う。
参　集
現場本部の設置
総務課、秘書広報課
連携
連携
協議（※通行制限措置を実施する範囲
に鉄道が敷設している場合）
本部サポート
連　絡
連　絡
鉄道事業者等
他市関係部署及び
道路管理者
新見市教育委員会
（小・中学校等）
地元地区総代等
影響施設等

【連絡先一覧】

組織名	担当部署	連絡先	夜間・休日連絡先
新見市	農業畜産振興課	0867-72-6207	0867-72-6111（宿・日直）
	大佐支局	0867-98-2112	0867-72-6111（宿・日直）
	神郷支局	0867-92-6112	0867-72-6111（宿・日直）
	哲多支局	0867-96-2112	0867-72-6111（宿・日直）
	哲西支局	0867-94-2112	0867-72-6111（宿・日直）
	総務課	0867-72-6204	0867-72-6111（宿・日直）
	秘書広報課	0867-72-6190	0867-72-6111（宿・日直）
	建設課 （道路管理者）	0867-72-6131	0867-72-6111（宿・日直）
新見市教育委員会	学校教育課	0867-72-6146	0867-72-6111（宿・日直）
新見警察署	新見警察署	0867-72-0110	0867-72-0110
新見地区猟友会	新見地区猟友会	別添名簿	別添名簿
岡山県	自然環境課自然保護班	086-226-7309	080-8235-2863（公用）
岡山県備中県民局	新見地域森林課	0867-72-9169	080-2910-6812（公用）
	維持管理課 （国道・県道管理者）	0867-72-9170	ー
西日本旅客鉄道株式会社	中国総合指令所岡山指令所	086-225-7585	086-225-7585
地元地区総代	ー	政策推進課	0867-72-6111（宿・日直）

別紙５

緊急銃猟に伴う出没目撃受信用

新見市クマ等市街地出没時情報記録票

記録者	記録月日	年　月　日（　）			
	所属		氏名		
通報者	住所				
	氏名		連絡先		
出没日時場所	日時	年　月　日（　）　時　分頃			
	場所	住所			
		状況	・農地　・河川敷　・市街地　・人家周辺 ・森林　・道路　・その他（　）		
		見通	・見通しが良い　・見通しが悪い		
		誘引物	・誘引物なし　・誘引物あり（　）		
出没状況	情報種類	・姿を見た　・足跡を発見　・糞を発見　・食べ跡を発見 ・その他（　）			
	頭数	・１頭　・「　」頭　・親子（子　頭）			
	体格	大きさ		特徴	
	行動	・移動していた　・休んでいた　・餌を食べていた ・その他（　）			
	人慣程度	・人を恐れる　・人を恐れない　・不明　・その他（　）			
目撃者の情報	目撃時の行動	・農作業　・山林作業　・草刈り　・散歩　・山菜/きのこ採り ・その他（　）			
	目撃後の行動	・じっとしていた　・物陰に隠れた ・行動した（具体的に　）			
対策内容	出没を受けて実施	・注意喚起　・誘引物除去　・追い払い　・捕獲 ・その他（　）			
	出没前から実施	・誘引物除去（具体的に　） ・その他（　）			
人身被害	怪我の有無程度　等	怪我なし	・物的被害なし　・あり（　）		
		怪我あり	・状態： ・病院：		

別紙６

緊急銃猟実施時確認用（現地）

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✔
人の日常生活圏への侵入 （法第34条の2）	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 （法第34条の2）	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当すると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 （法第34条の2）	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当すると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 （法第34条の2）	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第34条の4）	
	広報（HPや告知放送等）は行われたか（政令）	
	新見市教育委員会を通じ、影響のある小・中学校等へ連絡したか	
	その他影響のある施設及び組織に連絡したか	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施により弾丸を到達させるべきでない危険性の高い物件の扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合)土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか （法第34条の3）	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第34条の2）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

別紙７

緊急銃猟現地記録用

対応記録表

対応年月日：　　年　　月　　日

時　間	対応内容
時　　分	クマ等出没の通報受電
時　　分	岡山県備中県民局新見地域森林課へ連絡
時　　分	新見警察署へ連絡
時　　分	捕獲者（新見地区猟友会）へ連絡
時　　分	現地到着（市職員） ・ ・
時　　分	現地到着（岡山県） ・ ・
時　　分	現地到着（新見警察署） ・ ・
時　　分	現地到着（捕獲者（猟友会）） ・ ・
時　　分	追い払い、捕獲、緊急銃猟等対応に係る関係者協議
時　　分	緊急銃猟での対応を決定
時　　分	安全確保のための措置 【内容】避難指示等 ・ ・ ・ ・
時　　分	緊急銃猟のための立入り等の制限 【内容】通航制限等 ・ ・ ・

時　　分	緊急銃猟に係る条件の確認 □人の日常生活圏への侵入 □人への危害を防止する措置が緊急に必要 □銃猟以外の方法では困難 □地域住民等へ弾丸が到達する恐れがない 【確認者】 □新見市 □捕獲者 【技術的助言】 □新見警察署 □岡山県（新見地域森林課）
時　　分	緊急銃猟の職員への指示又は委託 【捕獲者】　　「　　」 【捕獲サポート】「　　」
時　　分	実施者への留意点の伝達
時　　分	緊急銃猟の中止 【理由】 □クマ等の移動 □捕獲者の進言（　　） □その他（　　）
時　　分	緊急銃猟の実施
時　　分	捕獲個体の確認
時　　分	原状回復（捕獲個体の移送・清掃等） ・移送先 ・その他
時　　分	安全確保措置の解除
時　　分	損失の確認 【内容】

別紙８

緊急銃猟実施報告様式

本報告は、1週間以内程度でのご提出をお願いします。

また、緊急銃猟を実施した日のうちに、本報告様式によらずメール等により、緊急銃猟を実施した旨の事実（①日時、②市町村名、③危険鳥獣の種類）は、環境省までご報告をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに〇をつけてください。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くしてください。全体のページ数を超えても構いません。

１．基本情報

（１）緊急銃猟を実施した日時

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載ください。

（２）緊急銃猟を実施した場所

住所 経度緯度（10進法）	*※経度緯度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。*
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	*※例）市街地、建物内（建物の種類：　）、農耕地、道路（のり面含む）、河川敷・堤防、海岸、その他（　　）*
緊急銃猟を実施した場所の状況	*※例）山林から100m離れた農地。視界は良い。*
地図	*※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付してください。本回答欄に張り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出ください。*

（３）天気

晴れ　・　くもり　・　雨　・　その他（　　）

2．危険鳥獣に関する事項

（1）危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類（★）		頭数（★）（親子の場合はその旨記載下さい）		年齢		性別	オス・メス
大きさ	全長		体重（実測・目測）		前掌幅（クマ類に限る）		
繁殖状況	*※情報の収集方法については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」Box4も必要に応じご参照ください。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡ください。*						
個体識別に係るDNA検査の実施状況	*※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。*						
その他	*※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。*						

（2）危険鳥獣の行動履歴

※初出没の情報から緊急銃猟実施までの間のクマの行動履歴や緊急銃猟実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

（3）危険鳥獣による被害状況

人身被害　※該当がある場合に〇をつけて下さい。	
農林水産業被害　※該当がある場合に〇をつけて下さい。	
その他の被害（具体的に）　※該当がある場合に記載してください。	

（4）危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3．緊急銃猟の実施に関する事項

（１）緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 （うち、業務の人数）	補足（役職や所属、その他関連情報）
捕獲者		*※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。*
捕獲者を サポートする者		*※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。*
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		*※役職や所属は記載下さい。*
通行制限を行う者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名*
住民への避難を 呼びかける者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名*
緊急銃猟の様子を 記録する者		*※役職や所属は記載下さい。*
場所の管理・地権者との 調整を行う者		*※役職や所属は記載下さい。*
原状回復を行う者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名*

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

（2）通航制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	*※例）ライフル銃（獣の製品名ではなく、種類を記載下さい。）*	実包等の種類	*※例）サポット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）*	射撃距離	*※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい。*
バックストップの材質		捕獲者とバックストップとのおおよその角度			
土地の立入りの 実施状況	*※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。*				
安全確保措置の概要	*※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。*				
捕獲者、通行制限を行う者等の安全を確保するために講じた対応 ※あれば記載	*※盾の装備やクマスプレーの携帯など、安全確保のための対応があれば、捕獲者、通行制限を行う者等の役割ごとにご記載ください。*				
概況図	*※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドラインP93～「事例」についても参考にしてください。* *※また、上記の図とは別に、捕獲者とバックストップとのおおよその角度、射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離、その他周辺状況（藪や建物の状況等）がわかる資料も可能な範囲でご提出ください。緊急銃猟ガイドライン P65 図 10～12 についても参考にして下さい。* *※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。*				

（3）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無	有　・　無

発射弾数		命中弾数		貫通弾数	

跳弾等の有無	有　・　無	跳弾の状況	

物損の有無	有　・　無

物損がある場合の今後の対応	

その他	*※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。*

4．緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

（1）過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有　・　無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有　・　無
捕獲等以外（追い払い等）の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有　・　無

（2）緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有　・　無	対応マニュアルの 作成に関する状況	*※出没対応マニュアルに緊急銃猟対応時の対応を追加している場合は、当該マニュアル名を記載下さい。*
権限委任等の有無	有　・　無	権限委任等の状況 （委任等をしている場合には その方法を含む）	
捕獲者の確保の有無	有　・　無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有　・　無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険会社名、 保険商品名、主な補償内容 （第三者の人身事故）			
加入している保険会社名、 保険商品名、主な補償内容 （第三者の物損）			
加入している保険会社名、 保険商品名、主な補償内容 （自損事故）			
交付金の利用状況			

5．考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

6．情報共有の可否

他自治体への情報共有	可　・　不可
警察（警察庁や都道府県警察等）への情報共有	可　・　不可
その他	*※情報共有の可否に関して補足があれば、記載下さい。*

注）報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善や他省庁が行う人の日常生活圏におけるクマ対策等に活用させていただきます。

参考（関係法令）

「鉄砲刀剣類所持等取締法」第十条

第十条　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可（第四条の許可：狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供する）に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた鉄砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第三十四条の二～六

（緊急銃猟）

第三十四条の二　市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

２　市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。

３　市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

４　緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、通用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）

第三十四条の三　市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

２　前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（安全を確保するための措置）

第三十四条の四　市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

２ 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

（都道府県知事に対する応援の要求等）
第三十四条の五　市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
３　第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。
（損失の補償）
第三十四条の六　市長村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずるべき損失の補償をする。
２　前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。
３　市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
４　前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。
５ 前項の訴えにおいては、市町村（特別区を含む。）を被告とする。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第三十八条の二

（住居集合地域等における麻酔猟銃の許可）
第三十八条の二　住宅集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻酔銃猟をしようとする者は、第九条第1 項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

「警察官職務執行法」第四条

（避難等の措置）
第四条　警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

「刑法」第三十七条

（緊急避難）
第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。